

令和3年度「基本調査」結果の考察

0 基礎データについて

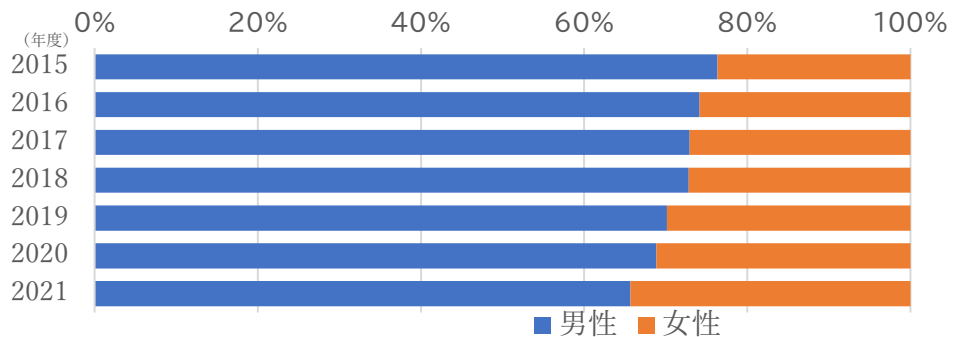
児童生徒数の減少に伴って学校の統廃合が進み学校総数は10校減少し、536校となった。しかし、義務教育学校への複数配置などにより教頭数は昨年度比1名減のみで603名となった。本調査は、平成28年度から実施している「ウェブ方式」による調査に理解と協力を得て、すべての教頭から回答を得ることができた。

調査結果の特徴として、今年度も次の2点が挙げられる。

女性管理職登用の割合が年々増加してきている。前年度と比べ、今年度も微増である。

教頭数全体の割合としては、全体の1/3を超えている。

教頭男女比の推移(7年間)



教頭経験年数が1～3年目の割合が約56%と、全体の半数以上を占めている。

学校職員の年齢構成も年々若返りを見せている。大量退職のピークを迎えており、若手職員の採用が進んでいる。今後しばらくは、教頭を含め、職員の年齢構成や経験年数も若くなる傾向が続くものと考えられる。

年齢の若返りに伴って、数年先には人材確保が困難になることが懸念される。

その他、複数教頭の校数はやや増加しているが、生活状況や通勤時間の人数の割合は、ここ数年と比べて、今年度も大きな変化は見られなかった。

1「管理職手当」について

平成25年7月より翌年4月の給与抑制以降、国家公務員の人事院勧告に沿うように、地方公務員の給与もベースアップしつつある。また、一昨年度より、県内全域において地域手当がつくようになった。(令和2年4月1日現在:岐阜市は6%、大垣市、多治見市、美濃加茂市、各務原市、可児市、瑞穂市の6市は3%)この手当は期末・勤勉手当にも反映され、給与のアップにもつながる。私たちにとっては大きな収穫である。

しかし、隣県と比べて、この地域手当に差があり、それが給与格差につながり、少なからず岐阜県の教員採用の競争倍率の低下に影響しているものと考えられる。

(R4年度採用試験倍率 小学校 2.0倍(前年度 2.1倍)、中学校 3.3倍(前年度 3.3倍))

教頭の在校時間は、11時間を超える割合が全体の約48.9%となっており、となっている。「働き方改革」実施直後の平成30年度の約76%と比較すると:低くなったが、新型コロナウイルス感染症対策や一人一台情報端末の導入などが加わり、業務内容はさらに複雑かつ多岐に渡っ

ており、見直しが必要な現状は変わらない。今後も引き続き管理職手当の引き上げについて要請していく。

また、平成17年財政制度審議会において、雇用情勢の変化を理由に人確法による教員給与の優位性の廃止が提起されてから10年以上が過ぎている。本教頭会として人材確保法の堅持について、国及び岐阜県に対して継続して要請していく。

2「特別支援教育コーディネーター」について

教頭の兼務率は、小中全体で131名(21.7%)である。ここ数年増加傾向にあったが、昨年度と同数である。児童生徒の人数が減少している反面、特別な支援を要する児童生徒の数は年々増加する傾向にあり、それに伴ってコーディネーターの需要も高まっている。

インクルーシブ教育の推進や就学指導、個別の教育支援等、特別支援教育の充実は学校現場において益々重要度を増している。正式にコーディネーターとして指名されていなくても、実質的にその役割を果たしている教頭も多くおり、今後も教頭がコーディネーターとしての役割を兼務しなければならない状況は続くであろう。教育現場では、教頭のみならず、専門的な知識を身に付けたコーディネーター等指導者の育成が急務となっている。

また、今年度の本県の学校基本調査の結果速報から、小・中学校の外国人児童生徒数の合計は、毎年数百人増加していて、前年度より232名増加して3,114名となり、数値が確認できる昭和55年度以降において過去最高を更新した。

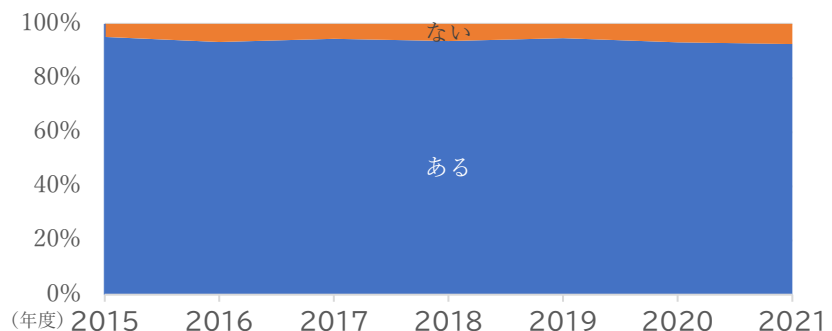
『チーム学校』として、特別支援教育コーディネーターと併せて、外国人児童生徒への対応を要する職員の配置についても、教頭会として要望していきたい。

3「教頭と授業とのかかわり」について

教頭の職務は「必要に応じ児童(生徒)の教育をつかさどる」とされているように、岐阜県においては、各学校の実情に応じて多くの教頭が授業を担当している。教頭が授業を行うことは、児童生徒の実態を把握するとともに、教育課程の実施に伴う成果や課題を把握するなどの上で有効であると考えられる。

授業を担当している教頭数は、小学校で371名、中学校で183名の、合わせて558名(92.5%)と、多くの教頭が児童生徒の授業に携わっている。担任の持ち時間数の軽減を図り、専門的な立場からより充実した授業をする点から、多くの教頭が授業を受けもっている。

授業有無の推移(7年間)

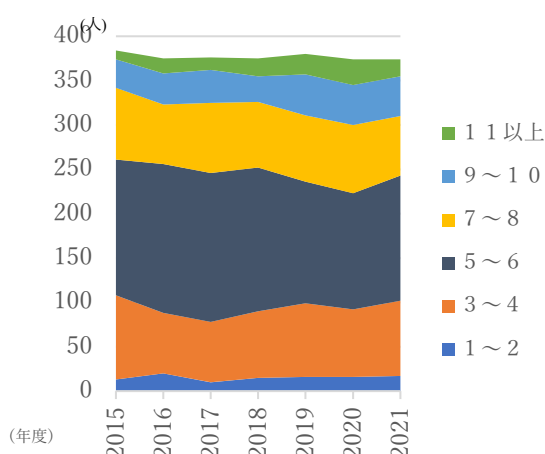


反面、教頭本来の業務への影響や、生徒指導上の問題への対応の遅れ、事前準備や実験を必要とする教科の授業を受けもつことへの負担等の声も聞かれる。

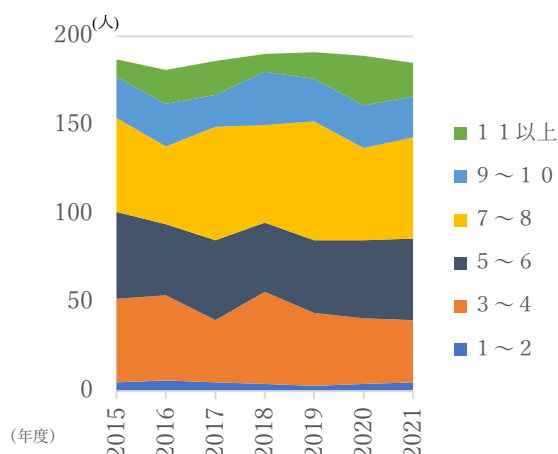
週の持ち時間については、小学校で5～6時間である場合が141名(37.7%)と最も多く、続いて3～4時間の85名(22.7%)、7～8時間の67名(17.9%)と続く。

中学校では、7～8時間の57名(30.8%)に続き、5～6時間が46名(24.9%)、3～4時間が35名(18.9%)という結果である。

小学校教頭の持ち時間数の推移



中学校教頭の持ち時間数の推移



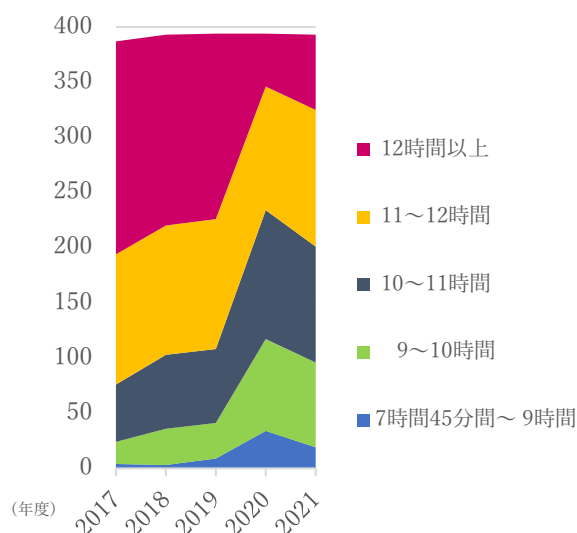
中には、小学校19名(5.1%)、中学校で19名(10.3%)の教頭が、週に11時間以上の授業を受けもっていると回答している。欠員の補充が無い場合、担任を兼務したり、職員の負担軽減のため自ら授業の持ち時間を増やしたりした結果である。(質問8-③より)

中学校では、専門教科以外の複数の教科の指導を行っている教頭が44人(24.0%)に及ぶ。児童生徒に分かりやすい指導を行うと共に、確かな学力をつけていくためには、基礎定数の見直しや専門教科を指導する職員の加配が不可欠である。

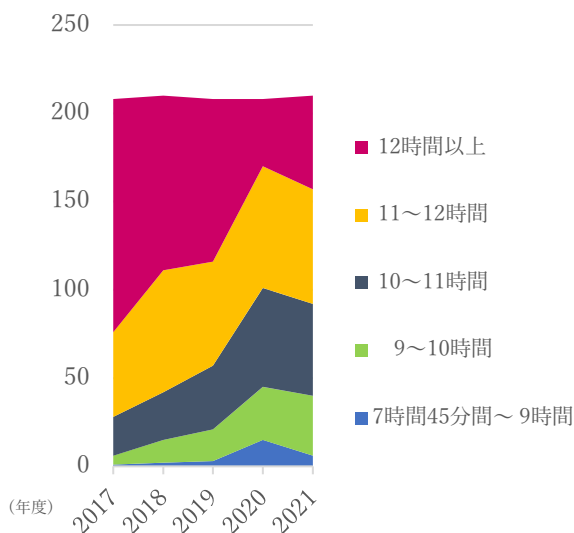
4「教頭の勤務状況」について

1日の平均勤務時間が10時間を超えると答えた教頭は、467名(77.4%)。このうち、12時間以上勤務の教頭は121名(20.1%)と、前年度の86名(14.0%)と比べ、増加している。新型コロナウイルス感染症対策や一人一台情報端末の導入の影響と考えられる。

小学校教頭の勤務時間数の推移



中学校教頭の勤務時間数の推移



前述した授業の持ち時間の他、若手教員の指導や教職員の出張・年休の取得に伴う授業の補充、文書作成や各種報告等の事務処理など、教頭の業務は多岐にわたる。「働き方改革」が求め

られ、学校現場でその先頭に立つのも教頭である。

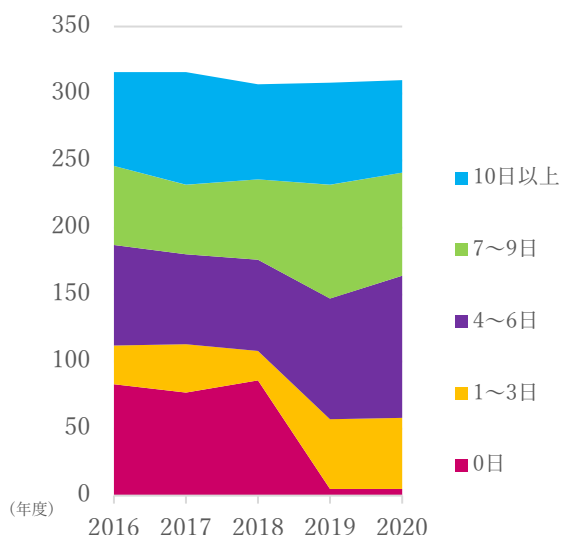
各学校による「早く帰宅する日」の設定や会議の精選、掲示物の簡略化などの取組に加え、市町単位による「閉庁日」設定、「夜〇時以降は電話対応をしない」などの試みもなされている。しかし、単に勤務時間を短縮する取組ではなく、業務内容を精選して勤務の適正化を図ることが働き方改革の本質である。学校経営の重点化を図り、改善・削減できることを思い切って実行するなど、柔軟な発想で学校運営を具申していく姿勢が教頭に求められている。新型コロナウイルス感染症対策のため、数々の行事が中止や縮小を余儀なくされた経験から、アフターコロナも思い切った改善や・削減を断行することが期待できる。しかし、新型コロナウイルス感染症対策や一人一台情報端末の導入により、情報収集・対策の案出・職員、保護者、児童への周知と指導、事務手続きなど教頭の担う業務は、増加している。

年度初めから5月末までの間の週休日・祝日(今年度は20日)の内、10日以上勤務した教頭は59名(9.8%)と、教頭の約10人に1人が、週休日などの半分は勤務している。

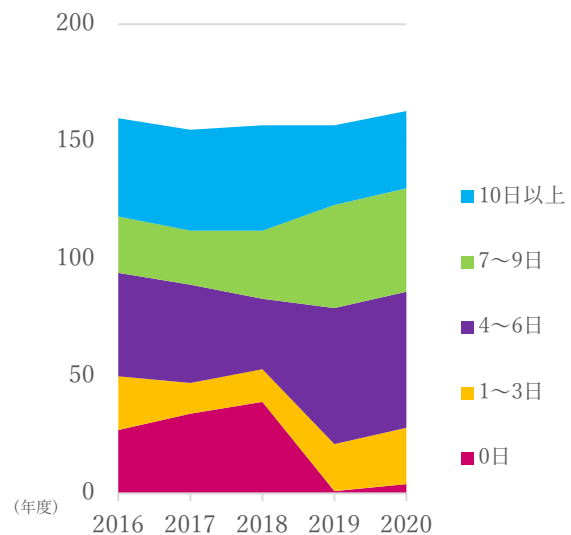
中学校の部活動指導が職員の負担になっていると問題になっているが、授業日や休業日に部活動にかかわっている教頭が、446名(約74.0%)と決して少なくはない。PTAや地域の会合・行事に出席する回数も含めると、週休日・休日の出勤は、校内職員の中で最も多いと考えられる。日常、半数以上の310名の教頭が日平均11時間以上勤務し、その上週休日にも勤務することが多いという過酷な現状がある。

年次休暇の取得に関しては、「0日」であったと回答した教頭が、小学校で5名(2.0%)、中学校で4名(2.0%)と低い割合であったが、小中共に、昨年1年間に「4～6日」と回答した教頭が一番多く、「10日以上」が一番多かった平成30年度以来、取得日数が減少しつつある。このことから教頭の多忙さがうかがえる。

小学校教頭の年休日数の推移



中学校教頭の年休日数の推移



5「教頭の健康管理」について

健康管理のために598名(99.2%)が人間ドックを受診した。昨年度とほぼ同じである。その中で、再検査を要するとの診断を受けた教頭は331名(54.8%)であった。しかし、実際に再検査を受けた教頭は、そのうち212名(64.0%)に過ぎなかった。

今年度、運動等健康管理の時間を確保している教頭が208名(34.5%)と、昨年度の人数より増えているのは好ましい。しかし、6割近くの教頭が健康面であまり心配を感じない、あるいは健康面は気にはなっているが、職務を優先して健康を気遣う余裕がないとも言える。

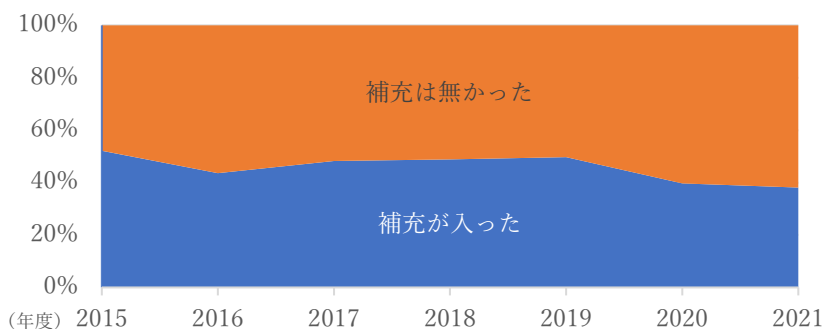
長時間勤務しながら、いろいろな面で気配りをして多忙な日々を送っている教頭だからこそ、職務と同様に健康管理も管理職にとって大切なことであるということは言うまでもない。

6「職員の健康管理」について

昨年度から今年度5月の間に職員の産休・病休・介護休暇等があったと回答した教頭は370名(61.4%)と、やや減少している。うち141名(38.1%)の学校で補充がすぐに入らなかったという結果である。今年度は、ほとんどの学校が、当初欠員の状態で年度を開始する状況になっていて、途中からの補充が入らないため、担任をもたない職員への負担が増えているのが現状である。

しかし、上に述べた職員の産休・病休・介護休暇にともなう補充は別として、心の病をはじめさまざまな事情による途中休職・退職する職員も少ないとは言えない。

補充職員有無の推移(7年間)



補充を要望することと合わせて、勤務内外で、職員一人一人の言動や健康管理にも気を配り、途中休職や退職する職員を一人でも減らしていく努力が、補充職員の不足解消にもつながる。管理職として自校の職員の観察や適切な声かけなどを忘れないようにしたい。

管理職は、教職員の健康管理のためできるだけ早く退校するよう呼びかけはしているが、職員の業務の見直しを図らない限り実現は難しい。実際に、職員は早く帰宅しても、自宅に仕事を持ち帰る、あるいは翌日の早朝、週末に出勤して仕事をしているといった実例も耳にする。

県の条例にある「8のつく日は早く帰る日」の推奨は、職員一人一人の仕事量の軽減が図られない限り、学校現場での実現は難しい。現在職員の抱えている仕事量を軽減していくため、学校行事の精選や成績事務等の合理化、提案文書等の簡略化など、思い切った学校経営の重点化が求められている。

職員の中には、平日に有給休暇をとることで、他の職員への負担がかかり迷惑になると思うあまり、休みがなかなかとれない現実もある。職員同士の配慮により、必要な時に気軽に年次休暇がとれるような職場の雰囲気づくりが必要である。

また、特別休暇23号の扱いが、家族の看護のほか、子どもの学校の行事(進路説明会、PTA総会等)への出席等摘要される範囲が広がってきた。23号の取得を周知することで、こうした機会に休暇を取りやすくするとともにリフレッシュを図る機会とすることも管理職として配慮したい。

7「要望事項(教育の諸条件、教頭の処遇改善)」について

今年度の要望事項を、要望者が多い順に並べると、次の表のようになる。(複数回答あり)

位	要望事項	割合	人数(人)
1	キ. 生徒指導、不登校及び外国籍の児童生徒等。 児童生徒支援のための教員の加配	72.3%	436
2	コ. 教員配当基準の改善	62.2%	375
3	ケ. 学級定員(児童生徒数)の改善(40人学級→35人学級)	61.2%	369
4	ア. 児童生徒の安全確保のための具体的な措置の充実	48.4%	292
5	オ. 教育相談担当職員の加配	46.8%	282
6	ク. 指導法工夫改善(少人数指導等)のための教員の加配	46.6%	281
7	カ. 免許外指導解消のための教員の加配	39.0%	235
8	イ. 管理職手当の改善	19.6%	118
9	工. 教職員の旅費支給の増額	4.3%	26
10	ウ. 通勤手当の改善	3.6%	22
11	サ. 現在の教頭を副校長として任用すること	1.5%	9

合計 2454

○ 今年度の要望順を見ると、昨年度と同様の結果となった。毎年繰り返し同様な要望が出されている。特に要望の多かった項目は、次の3点である。

「キ 生徒指導・不登校及び外国籍児童等、児童生徒支援のための教員の加配」については、今年度も約72.3%の教頭が回答している。

8月に発表された岐阜県の学校基本調査の結果でも、外国人児童生徒の数は年々上昇している。以前は一部地域に偏りが見られたが、ここ数年では地域に広がりを見せ、その児童生徒の学習指導や集団への適応等への対応は、学校に任せられているところが大きい。

加配の増員も市町村の教育委員会を通じて要望しているが、十分とは言えない状況である。

「コ 教員配当基準の改善」どの学校も人がもっといたら配置の工夫ができたり、年休や産育休が取りやすくなったり、その時の補充計画が容易になったりする。

今年度、県内では事務職員の未配置校は岐阜地区・可茂地区を除く4地区で7校(小中兼務を含む)にのぼる。また、教頭未配置校は4校(小中兼務を含む)である。

学校教育法37条の改正を働きかけ、教頭や事務職員の未配置校がないよう、今後も要請していきたい。

「ケ 学級定員(児童生徒数)の改善(40人学級→35人学級)」については、令和2年12月24日「小学校2年生から35人学級を学年進行で拡充していく」という国の決定を受け、岐阜県では、令和3年度から「小学校4年生までを35人学級とし学年進行で小学6年生まで拡充していく」ことを決定した。

しかし、県内で、一人一人に寄り添い丁寧に生徒を見て適切に進路指導を行うために、中3を対象に30人程度学級を実施している市町もある。予算の関係もあるため、今後段階をおって他学年にも広げて実施したいとの学校関係者の思いがあるように聞いている。教育の機会均等という点から、ぜひ県内全ての市町村・学校で実施できるよう要請したい。

以上の考察より次年度の要望内容を次のようにまとめた。

1 主として国に働きかけていきたいこと(案;全国教頭会同一要請事項より)

(我が国が世界トップレベルの学力や規範意識をもつ人材を育成するため、教育の質を向上させる必要があります。そのために、義務教育のより一層の充実を国家戦略として取り組み、教育の機会均等の原則に立って、全国的なレベルで諸策を実現することが重要です。)

(1)「義務教育国庫負担制度」の負担率を当面は2分の1に復活されること

(2)「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法(人材確保法)」を堅持すること

(教員の資質の向上を図るため、勤務実態調査等の結果を尊重した教員給与制度(教員給与の見直し、教職調整額の引き上げ)を実現されるよう要請します。)

(3)子どもたち一人一人へのきめ細かな教育を実行するため、中学校までの35人以下学級の実現のため、必要な定数改善を実施すること

(4)少人数学級の実施及び特別支援教育における合理的配慮、外国人児童生徒の増加など、多様な子どもたち一人一人の状況に応じた教育を推進するため、教員の基礎定数化を実施すること

(5)学校教育法37条に基づき教頭の未配置校の解消を図り、同条3項による特別な事情における事務職員不配置校規定を削除して、全ての学校に教頭と事務職員を配置すること

2 主として県にお願いしたいこと(案)

(1)生徒指導・不登校及び外国人児童生徒等、児童生徒の支援及び指導法工夫改善のための加配教職員を一層充実すること

(2)「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法(人材確保法)」を堅持すること

(3)教育の機会均等の原則を担保し、財政事情に伴う教育格差が生じないよう市町村に積極的に指導すること

(4)定年退職者の再任用制度や講師の採用条件・勤務形態を緩和することで、教職経験者を大量採用者や若手教員の指導力向上に生かす等、任用方法や採用枠を広げていくこと

(5)緊急時の勤務校での対応や遠距離通勤の解消のため、計画的に地元出身者を育て、管理職に登用すること

(6)調査、報告の回数減や効率化を図ること

令和3年度 全国要請推進部長会、要請活動報告

1 令和3年度全国要請推進部長会（オンライン開催）

(1)日時 7月16日

(2)参加者 組織部長 林 明彦

(3)内容

- ① 開会式 全公教 長谷川会長のあいさつ
- ② 講演 文部科学省初等中等局情報教育・外国語教育課長 板倉 寛様
「GIGA スクール構想の実現」
- ③ 全体会 要請文の解説・令和2年度全国公立学校教頭会の調査報告
- ④ グループ協議・発表 各県ごとの交流

2 県教委への要請活動

(1)日時 令和3年9月10日(金)午後4時00分～4時45分

(2)場所 県教育委員会 教職員課会議室

(3)懇談者 岐阜県教育委員会事務局教職員課 総括課長補佐 小倉正裕 様
教職員課 課長補佐兼係長 大野 有紀様

参加者 会長、副会長2名、組織部部長、同副部長、事務局長

(4)懇談内容

国家公務員の定年退職に伴う岐阜県教職員の定年延長制度を話題にしたところ、9月の人事委員会より検討を重ね、年度内に通知される見通しであると4のこと、役職定年制などについてもこれからの検討事項であるとのこと。

GIGAスクール構想に伴うタブレットの活用については、県が高等学校を中心とした「ICT 推進室」設置。また、6 地区に小中学校 1 校の「ICT フィールド校」に加配教員を配置して推進。これらから得た知見を小中学校に情報発信していく。

退職後の教頭を教科担任もしくは、ICT 推進員としての活用を要望した。教科担任制は、①子どもたちが専門性のある授業を受けられる。子どもの幸せにつながる。②高学年の担任に空き時間をつくり、働き方改革とするというメリットがあり、次年度から推進していく。まずは、理科・体育などから始め、徐々に教科を拡充していく予定。より多くの退職者を雇用するために、半日勤務の再任用(再任用ハーフ)という枠も設けた。非常勤講師だと、配置校の状況によっては、希望する教科担任に充てられるとは限らないので、再任用ハーフの選択を勧める。

当初欠員が多い状況については、講師が新規採用で受かり、講師数が年々減っているのに加え、35人学級によるクラス数の増加により配置人数が増加していることが原因であるとのこと。定数は埋めるが、加配の分が不足している。次年度もこの傾向は改善される見込みはない。退職される方が、再任用や常勤講師・非常勤講師として残ってほしい。



3 国への要請活動

- (1)日時 令和3年11月22日(月)午前9時15分～9時30分(15分間)
- (2)場所 野田聖子事務所
- (3)対象 衆議院議員 野田 聖子 様
参加者 組織部長、組織副部長、事務局長
- (4)要望への回答



岐阜県からの要望書を手渡し、特に岐阜県からの要望事項を説明した。野田大臣は説明を受け、「日本は、人口が激減している。子ども庁を進めている今、文部科学省は、現状に応じた変革を迫っているところです。」と述べられた。また、「小学校就学前の教育格差を減らし、小学校の先生が苦勞しないようにしたい。」と語られた。

「子どもを素晴らしい人間に変えることができる先生たちを応援しています。子どもの顔を見ないで行政をしている役人より、現場の先生がもっと自信をもって、要望を言っている。」と激励していただいた。

(5)感想や意見

岐阜県小中学校教頭会の要望書を、県選出の衆議院議員である野田聖子総務大臣に直接手渡し、要望事項について、直接話す機会を得られたことはとても有意義であった。野田大臣は、要望事項の説明をよくお聞きになり、文部科学省にも伝えておくと話された。日本の人口減という状況に応じて、従来型の教育制度を考え直す時期にきているという話は、たいへん共感した。また、特別支援教育については、格別の思いをお持ちで、どの子にも格差なく教育が受けられる日本にしたいというお気持ちを話された。